

定 款

一般社団法人
泉佐野交通安全協会

目 次

第 1 章	総 則	-----	1
	名 称	-----	1
	事 務 所	-----	1
	目 的	-----	1
	事 業	-----	1
第 2 章	会 員	-----	1
	協会の構成	-----	1
	入 会	-----	1
	入会金及び会費	-----	1
	任意退会	-----	2
	除 名	-----	2
	会員資格の喪失	-----	2
	抛出金等の不返還	-----	2
第 3 章	総 会	-----	2
	種 別	-----	2
	構 成	-----	2
	権 限	-----	2
	開 催	-----	2
	招 集	-----	3
	議 長	-----	3
	議 決 権	-----	3
	決 議	-----	3
	書面議決等	-----	3
	議決事項等の通知	-----	3
	議 事 録	-----	3
第 4 章	役 員	-----	3
	役員の設定	-----	3
	役員を選任	-----	4
	理事の職務及び権限	-----	4
	監事の職務及び権限	-----	4
	役員の任期	-----	4
	役員の解任	-----	4
	役員の報酬	-----	4
第 5 章	理 事 会	-----	5
	構 成	-----	5
	権 限	-----	5
	開 催	-----	5
	招 集	-----	5
	議 長	-----	5
	決 議	-----	5
	議 事 録	-----	5
第 6 章	部 会	-----	5
	部会の設置等	-----	5
第 7 章	資 産 及 び 会 計	-----	5
	事業年度	-----	6

	事業計画及び収支予算	-----	6
	暫定予算	-----	6
	事業報告及び決算	-----	6
第 8 章	定款の変更及び解散	-----	6
	定款の変更	-----	6
	解 散	-----	6
	剰余金の分配	-----	6
	残余財産の帰属	-----	6
第 9 章	公 告 の 方 法	-----	6
	公告の方法	-----	7
第 1 0 章	事 務 局	-----	7
	設 置 等	-----	7
第 1 1 章	補 則	-----	7
	委 任	-----	7
	附 則	-----	7

一般社団法人 泉佐野交通安全協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人泉佐野交通安全協会(以下「協会」という。)と称する。

(事 務 所)

第2条 協会の事務所は、大阪府泉佐野市に置く。

(目 的)

第3条 協会は、関係機関・団体との連携の下、交通安全思想の普及・高揚を図る活動を効果的に推進するとともに、交通関係行政機関が行う各種施策に協力し、もって交通秩序の確立と安全で快適な道路交通環境の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全についての調査研究
 - (2) 交通安全思想の普及並びに街頭指導
 - (3) 交通安全教育の実施
 - (4) 交通安全功労者(団体)の表彰
 - (5) 交通安全資機材及び資料の斡旋
 - (6) 交通関係行政機関からの受託事業
 - (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

第2章 会 員

(協会の構成)

第5条 協会に、次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 協会の目的に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入 会)

第6条 正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 賛助会員は、第7条第2項の賛助会費を納入したときをもって入会したものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会したとき及び毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、運転免許更新時等において入会申込みをする際、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款またはその他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を毀損し、又はその設立趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により、会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは会員である団体が解散したとき。

(拠出金等の不返還)

第11条 会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 総 会

(種別)

第12条 協会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として、毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

- 第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

- 第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議 決 権)

- 第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

- 第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

- 第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決事項等の通知)

- 第21条 総会の議事の要領及び議決した事項は、正会員に通知するものとする。

(議 事 録)

- 第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事のうちから選出された議事録署名人2名が、記名押印をしなければならない。

第4章 役 員

(役員の設定)

- 第23条 協会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名以上4名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
 - 3 協会の理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 協会の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この協会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、協会の業務を執行する。
 - 5 会長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第28条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

- 第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第30条 協会に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
(1) 協会の業務執行の決定
(2) 理事の職務執行の監督
(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

- 第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき。
(2) 会長に対して、理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

- 第33条 理事会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
3 協会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 部会

(部会の設置等)

- 第37条 第4条に規定する協会の業務を効果的に推進するため、理事会の議決を経て、部会を置くことができる。
2 部会の運営その他必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2 前項の書類については、協会に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3 第1項の書類のほか、監査報告を協会に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を協会に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第43条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第44条 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第45条 協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

- 第47条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、専務理事をもって充てる。
 - 4 事務局の職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補 則

(委 任)

第48条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(附 則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は
泉 實
角谷士郎
川上寛一
鶴 民雄
久間勝治
とする。

(認可 平成24年 3月21日)

(登記 平成24年 4月 1日)